平成２３年（フ）第３４１号
兵庫県明石市藤江1372番地の２
債務者　正躰　功二
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８１７号
埼玉県入間市大字上藤沢530番地５
債務者　松﨑　峰子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９５号
北海道滝川市明神町２丁目４番24号
債務者　本間　保昭
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
石川県能美市中町ツ37番地１　レイザンヴィニュⅢ・102号、従前の住所石川県能美市中町未36番地　コースマスⅣ・102号
債務者　大川希久子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中出　健作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７８６４号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―514号
債務者　花谷　　博
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２３号
大阪府和泉市和気町２丁目３番１―1509号
債務者　大田　　進
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　亮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９３号
北海道旭川市神居６条２丁目３番６号　有料老人ホームぽっかぽか神居
債務者　北牧　聖司
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４０号
北海道旭川市永山２条16丁目３番６号
債務者　大門　照幸
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４９号
北海道旭川市曙北２条８丁目１番22号　ミンデール102
債務者　村上　裕子（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５９号
北海道旭川市永山８条11丁目１番３号
債務者　武田　一美
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７０号
北海道深川市納内町３丁目７番16―102号
債務者　佐々木健二
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７１号
北海道旭川市永山８条20丁目１番20号　友琶マンション１Ｆ３
債務者　山口　栄治
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７３号
北海道旭川市神楽５条７丁目１番２号
債務者　蝦名　泰仁
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７４号
北海道旭川市豊岡６条２丁目４番10号
債務者　**橘**磨　絹枝
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７７号
北海道旭川市南が丘３丁目２番２号
債務者　水口　浩之
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７８号
北海道旭川市豊岡４条３丁目７番６号　デベックス豊岡43―205号室
債務者　秋元　ゆか
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部